

全員協議会記録

令和3年10月18日

【開催日】 令和3年10月18日

【開催場所】 議場

【開会・散会時間】 午前10時～午前10時46分

【出席議員】

議員	伊場 勇	議員	大井 淳一郎
議員	岡山 明	議員	奥 良 秀
議員	笹木 慶之	議員	白井 健一郎
議員	高松 秀樹	議員	恒松 恵子
議員	中岡 英二	議員	中島 好人
議員	中村 博行	議員	長谷川 知司
議員	福田 勝政	議員	藤岡 修美
議員	古豊 和恵	議員	前田 浩司
議員	松尾 数則	議員	宮本 政志
議員	森山 喜久	議員	矢田 松夫
議員	山田 伸幸	議員	吉永 美子

【欠席議員】 なし

【事務局出席者】

局長	尾山 邦彦	局次長	島津 克則
主査兼議事係長	中村 潤之介	庶務調査係長	田中 洋子
議事係主任	原田 尚枝	庶務調査係書記	岡田 靖仁
庶務調査係書記補	中本 恭子		

【付議事項】

- 1 配布書類の確認及び紹介
- 2 世話人会協議確認事項について
- 3 政務活動費について

午前10時 開会

尾山議会事務局長 皆様おはようございます。ただいまから全員協議会を開催させていただきます。この会議は、地方自治法に規定する協議又は調整を行うための場として、本市議会の会議規則に定めるところにより設置しているもので、規定で原則公開と定めております。本日は今期初めての全員協議会ということで、初議会となる10月臨時会に関する事項を中心に説明させていただきます。これに先立ち、先週11日に本市議会の申し合わせ事項に基づく世話人会を開催し、前の期の会派の代表者など5人の議員にお集まりいただき、協議、確認を行っていただきました。

その中で、本日の全員協議会の議事進行はまだ議長が決まっておりませんので、慣例により年長議員でいらっしゃる福田議員が座長となり行っただけといたしました。つきましては、これより議長席を座長席とし、福田議員に御着席いただき、議事を進行していただきますようお願いいたします。

(福田勝政座長 座長席へ)

福田勝政座長 皆さんおはようございます。座長をさせていただきます福田です。よろしくお願いいたします。それでは、ただいまから全員協議会を開催いたします。本日の会議についてはお手元の次第によって進めてまいりますので、議事運営に協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。それでは1、配布書類の確認及び説明について、事務局から説明していただきます。

中村議会事務局主査兼議事係長 それでは(1)会派結成届、(2)常任委員会委員選出届について御説明します。まず、(1)会派結成届です。お手元に配布しております会派結成届を御覧ください。申し合わせ事項により3人以上で会派を結成することができるようになっており、山陽小野田市議会議会運営委員会の運営に関する規程によりまして、3人に1人の割合で議会運営委員会に委員を選出することになっております。こちらにつきましては、10月臨時会初日の26日火曜日までに提出してください。続いて、(2)常任委員会委員選出届です。お手元に会派所属議員常任委員会委員選出届と無所属議員常任委員会委員選出届の2枚をお配りしております。常任委員会は総務文教常任委員会、民生福祉常任委員会、産業建設常任委員会、一般会計予算決算常任委員会の四つがあり、このうち一般会計予算決算常任委員会の委員の定数については、議長を除く21人となっております。まずは、総務文教、民生福祉、産業建設の三つの委員会の中から第1希望、第2希望を丸で囲み、会派に所属される議員の方におかれましては会派の代表者がまとめた上で1枚、また会派に所属されない議員の方におかれましては個人で1枚御提出ください。一つの委員会に集中することがないよう調整していただき、こちらも提出を26日火曜日までとさせていただきます。以上です。よろしくお願いいたします。

田中議会事務局庶務調査係長 (3)議員政治倫理条例誓約書について説明します。便覧の54ページを御覧ください。本市議会では、平成24年3月

30日に議員政治倫理条例を制定しております。第4条において「議員は、この条例を遵守する旨の誓約を行うものとし、議員となった日から1箇月以内に、誓約書を議長に提出しなければならない。」と定めていることから、本条例を熟読していただいた上で誓約書の提出をお願いします。議長はまだ決まっておりませんが、議長宛てで提出してください。日付につきましては書かれた日で構いません。提出期限は26日としております。

福田勝政座長 事務局の説明は終わりましたが、何か質問はありますか。

中島好人議員 まず会派結成届の件なんですけども、今の説明でいくと、3人以上というふうに説明ありましたが、その会派結成の理由と3人とした根拠の2点について、お尋ねしたいと思います。

中村議会事務局主査兼議事係長 会派の人数については、前期の議会運営委員会において、吉永議員から議会に対して陳情・要望が出まして、議論をしました。最終的な結論としては、議論がまとまらなかったため3人になっています。先ほど申した便覧の中にあります運営の規程の中に記載してあるとおり、3人の中から議運に委員を出していただくということになります。また、3人の根拠は申し合わせ事項の中に3人で一つ会派はということになっております。それと、もう一つの理由というのは、理念のことでよろしいですか。

中島好人議員 会派を結成するのはなぜか。あんまりここの場は意見を言う場じゃないというふうに思っているんで、自分の考えをここで言うわけにいかないと思っています。ですから、その結成の理由というのは、なぜ会派を結成されるのかということです。それと、政策を必要にするわけですから、人数にこだわる必要はないと思っていますんで、ちょっとお尋ねしたいと思ってお聞きしました。

中村議会事務局主査兼議事係長 分かりました。まず会派結成については、山陽小野田市議会基本条例の中の第4条にあります。一応読んだほうがよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）第1項は「議員は、会派を結成することができます」、第2項は「会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で結成するものであって、政策立案及び政策提言に資するための調査研究に努めなければなりません。」とあります。これに基づいて、皆さんは会派結成届を出されるものと思っております。人数に

関しては先ほどお答えしたとおり、同一の理念が共有されている会派で出されてくるものと思っております。そして、会派結成届の中に、今期から会派理念を記載する欄を設けています。そのほかの議論について、今のような疑義が今後あるようであれば議会運営委員会で協議していくべきものと考えます。以上です。

中島好人議員 次に説明がありました議員政治倫理条例の誓約書ですけども、これに賛成するか反対するかという点、署名するかしないかについてで、要するに、議会内の発言もこの誓約書の中に入るのか入らないのか。その点についてお尋ねしたいというふうに思います。

島津議会事務局次長 前期に政治倫理条例について請求が2件出ましたが、その結果についてはホームページ上でも報告書を出しておりますので、見ていただけたらと思います。これは議員の皆さんが考えられた結果ですので、事務局が一概にどうということは言えないと思います。もし疑義があるようでしたら皆さんが決められた条例ですので、これについても議会運営委員会等で議論されて、改正の必要があれば改正をしていく必要があるというふうに思います。以上です。

福田勝政座長 いいですか。何かありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）2、世話人会協議確認事項について、事務局の説明をお願いします。

尾山議会事務局長 それでは、2の世話人会協議確認事項について御報告させていただきます。別紙1の山陽小野田市議会世話人会の資料を御覧ください。少しお時間を頂くこととなりますが、お許し願います。先週の11日に開催いたしました世話人会は、本市議会の申し合わせ事項7に規定しているもので、初議会の運営について協議する場と位置づけております。メンバーは前の期の正副議長、前の期の会派代表、今期の年長議員と定めており、今回は議員を引退された前の期の議長を除いて、前の期に副議長かつ会派代表でいらっしゃった矢田議員、前の期の会派代表でいらっしゃった松尾議員、長谷川議員、伊場議員、そして、今期の年長議員でいらっしゃる福田議員の5名の方々にお集まりいただき、協議、確認をしていただきました。なお、この世話人会で、今期の初議会の運営について協議確認することにつきまして、前の期の最後の議会運営委員会で御了承いただいておりますことを申し添えさせていただきます。それでは、世話人会で確認された事項を御報告させていただきます。最初に協議確認事項の1、令和3年第1回（10月）臨時会（初議会）に

ついてでございます。初議会は、正副議長の選挙や所属委員会の決定といった議会内の体制づくりを目的に開催いたしますが、前回に続いて今回も執行部から議案を提出する旨の報告があり、会議や議事日程に影響いたしますので、まず(1)の初議会における執行部提出議案についてから御説明させていただきます。議案は4件提出される予定で、1件目はア、監査委員の選任についてでございます。これは議員の中から選出される監査委員1名の人事案件でございます。この議会選出監査委員の候補者の選任につきましては、慣例により議長に一任することといたしました。なお、候補者の選任は10月臨時会を開会してからになりますので、この議案は後送となります。ほかの議案より期日を遅らせて皆様方に配布されます。2件目は、イの第二次山陽小野田市総合計画に係る基本構想の改訂及び中期基本計画の策定についてでございます。これは、山陽小野田市議会の議決すべき事件を定める条例に掲げる議決事件であり、現行の第二次総合計画の計画期間12年間のうち最初の4年間の対象とする前期基本計画が来年3月末に満了することに伴い、総合計画の幹に当たる基本構想をこの4年間の社会の変化に即したものに改訂するとともに、令和4年度からの4年間の対象とする中期基本計画を策定するものでございます。この議案の審査方法ですが、内容が市政全般にわたるため、前回と同様、特別委員会を設置して審査することといたしました。1枚めくっていただきまして、3ページの資料1を御覧ください。これは総合計画審査特別委員会の構成案でございます。前回、実際に設置したものと同一のもので、委員会の概要として、委員数は議長を除く21人の議員全員、正副委員長は委員で互選する。また、この議案を能率的かつ専門的に審査できるよう、2の表のとおり委員会の下に四つの分科会を設置する。具体的には、中期基本計画を審査する総務文教、民生福祉、産業建設の三つの分科会を設置。定数は7人ずつとし、それぞれ総務文教、民生福祉、産業建設常任委員会の委員をもって充てる。審査事項はそれぞれ常任委員会の所管部分とする。次に、基本構想を審査する分科会として、基本構想分科会を設置、定数は9人とし、総務文教、民生福祉、産業建設の各分科会の会長3人のほか、各分科会から2人ずつ選出する。分科会の構成員の名称は、会長、副会長、委員とし、正副会長は各常任委員会の正副委員長をもって充てる。ただし、基本構想分科会は、これに似た常任委員会がございませんので委員の互選による。最後に今後のスケジュールですが、執行部の意向として来年度予算との関係から前回と同様、12月定例会での議決を希望しておりますので10月臨時会中に本会議で特別委員会を設置し、議案を委員会に付託、本会議終了後、委員会を開催して、正副委員長の互選、分科会の設置、

議案の継続審査を決定。11月の閉会中に、各分科会を週1回程度のペースで開催していただきまして議案を審査、12月定例会中に委員会を開催して採決するというようにしております。1ページにお戻りいただきまして、議案の3件目は、ウの令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第11回）に関する専決処分についてでございます。内容は民生費の増額と聞いておりますので、一般会計予算決算常任委員会に付託した上で、民生福祉分科会で審査していただきたいと思っております。議案の4件目は、令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第12回）についてでございます。内容は、総務費、商工費、土木費の増額と聞いておりますので、一般会計予算決算常任委員会に付託した上で総務文教分科会と産業建設分科会で審査していただくことになるかと考えております。なお、世話人会で、今期の一般会計予算常任委員会を前々期のように、一部の議員で構成する方式はどうか、特別委員会の存在を根拠とする分科会の設置はどうかといった意見が出ました。これらは10月臨時会の終了後、必要に応じて議会運営委員会で検討していただくことといたしました。以上で、執行部提出議案についての説明を終わります。続いて、1(2)の議長及び副議長の選挙についてを御説明します。4ページの資料2、議長及び副議長の選挙についてを御覧ください。議長の選挙につきましては、本会議でこれを議題とした後、暫時休憩をして執行部の退場を待って全員協議会を開催し、最初に事務局から選挙の流れを御説明させていただきます。なお、確認の意味で、今日その内容を御説明いたします。議会で行われる選挙は地方自治法に規定されており、公職選挙法の一部が準用されます。選挙の方法には投票と指名推選の二通りあり、どちらかの方法で当選者が決まりましたら議場で告知し、当選者の就任承諾を得られたとき、議長が決まります。ここで言う投票とは、投票用紙に最も適任と考える議員の氏名を記載して投票箱に投函する方法であり、単記無記名投票となっております。当選者となるには法定得票数を満たす必要があり、議長選挙の場合、有効投票総数を議長の定数である1で割った数の4分の1以上となります。この法定得票数以上の票を獲得した議員のうち、最も票の多い方が当選者となります。仮に議員22人全員の投票が有効であった場合、法定得票数は6票となります。次に、指名推選とは議員全員の意思が一致している場合に、便宜的な方法として、投票によらず採決で当選者を決める方法でございます。この指名推選の方法で当選者を決めるには、三つの要件を満たす必要があります。一つ目に、指名推選とすることに議員全員に異議がないこと。二つ目に、指名の方法に議員全員に異議がないこと。三つ目に、指名された議員が当選者となることに議員全員に異議がないこととされ

ています。そのため、全員協議会と本会議のそれぞれで、この三つの要件を一つずつ確認しながら進めることとなります。なお、その確認中に誰かが異議を唱えたり、候補者が二人以上になったりした場合は、必然的に投票により選挙することとなります。議長選挙には、公職選挙法に規定する立候補制が準用されませんので、立候補制は認められないとされています。ただ、本会議でない場で議長になりたい議員が所信表明に似たような挨拶等を行うことは法律で規制されていませんので、前回と同様、全員協議会でどなたかを候補者に推薦していただき、推薦された議員に御登壇いただいて、挨拶をしていただくこととしました。その後、本会議を再開して選挙を行います。その流れは中ほどの②から⑫までのとおりでございますので、御確認をお願いいたします。なお、立候補制が適用されませんので、候補者でない議員への投票も有効票となります。候補者でない議員にも投票することが可能ということでございます。1ページの下から5行目の投票を行う場合のところを御覧ください。投票を行う場合、慣例により開票立会人には、候補者を推薦した議員を指名させていただくことといたしました。ただし、開票立会人は2人以上必要ですので、候補者が一人のみで指名推選で手続を進めている最中に異議が出て投票となった場合、開票立会人は一人しかいないことになり不足しますので、異議を唱えられた議員も開票立会人に指名させていただくことといたしました。なお、異議を唱えられた議員が2人以上いらっしゃる場合は、その中から臨時議長が、任意に選んだ1人を指名させていただくこととしましたので、指名されましたら御協力をお願いいたします。再度、4ページを御覧ください。下から3行目、2、副議長の選挙についてでございます。この流れは、議長選挙とほぼ同じで議長選挙の①から⑨まで行い、⑩として、副議長に御挨拶をいただき終了となります。以上で、議長及び副議長の選挙についてを終わります。続いて、(3)仮議席及び議席の指定について御説明させていただきいただきます。5ページを御覧ください。本市議会の申し合わせにより、仮議席は議席番号1番から五十音順に指定することになっており、1番の伊場議員から22番の吉永議員まで、このようになります。また、正規の議席は議長が最終番の22番、副議長はその一つ前の21番、議員選出監査委員は決算議案の採決の際に議場への出入りを繰り返すことになる都合上、出入口に最も近い1番としております。それ以外の議席は正副議長と監査委員が決まった後くじ引きで決めますので、よろしく願いいたします。正規の議席は10月臨時会最終日の本会議で議長が指定しますので、実際に正規の議席にお座りいただきますのは、次の12月定例会からということとさせていただくことにいたしました。ですので、10月臨時

会は、最終日まで仮議席にお座りいただくこととなりますので、御了承をお願いいたします。以上で、仮議席及び議席の指定についての説明を終わります。続いて、2ページの(4)諸会議(10月臨時会を含む)の開催について御説明をさせていただきます。先ほどの(1)から(3)までを踏まえて、初議会の最終日までの約1か月間に開催する会議と議事日程について御説明させていただきます。6ページを御覧ください。最初にあるのが、先週11日の世話人会でございます。次に本日18日ですが午前10時からの全員協議会をただいま開催中で、午後1時から新人議員3名を対象に新議員説明会を開催します。最初の予算の概要等についての説明は、元議員でいらっしゃった議員お二人にも御案内しております。翌19日火曜日は市長が10月臨時会招集の告示をされ、7日後の26日火曜日に臨時会の初日を迎えます。会期は11月4日までの10日間としており、初日は午前9時から全員協議会を開催して、この日の会議の進行等を御説明させていただくとともに議会運営委員会委員の選任依頼をさせていただきます。その後、午前10時から本会議を開会し、議長が決まるまでの間、年長議員でいらっしゃる福田議員に臨時議長として議事進行をしていただきます。流れは臨時議長の御紹介、臨時議長の御挨拶、開会宣言、議員と執行部の自己紹介、市長の招集挨拶、仮議席の指定の後、議長の選挙を行っていただきます。議長が決まりましたら御挨拶をしていただき、臨時議長にも御挨拶をしていただき、議長と交代していただきます。ここから先は議長の議事進行により、10月臨時会の会期の決定、副議長の選挙を行っていただきます。副議長が決まりましたら御挨拶の後、散会。その後、議長を中心に常任委員会のメンバー構成を調整していただきます。これでこの日は終了します。翌27日水曜日は休会としております。7ページに移らせていただきまして、28日木曜日は午前10時から本会議を開催し、常任委員と議会運営委員を選任していただき、暫時休憩をして委員会を順次開催し、正副委員長を互選していただきます。終わりましたら、本会議を再開して正副委員長の選任報告を行い、再び暫時休憩をし、議会運営委員会を開催していただきます。ここでは、人事案件を除く議案3件の付託先、議会選出の市都市計画審議会委員と宇部・山陽小野田消防組合議会議員の選出方法を御協議いただきます。終了後、全員協議会を開催して直前の議会運営委員会で決定した事項を議会運営委員長から御報告いただき本会議を再開し、市長提出議案を取り上げます。順序といたしましては、先に議会選出監査委員の同意1件を上程し、提案理由の説明、質疑、討論及び採決をしていただきます。続いて、残り議案3件を一括上程し、提案理由の説明、質疑の後、第二次総合計画に係る議案の付託先となる総

合計画審査特別委員会を設置し、議案3件を委員会付託し、散会とします。この日は長丁場となりますけれども、本会議終了後、議長を除く21名の議員からなる総合計画審査特別委員会を開催していただき、正副委員長の互選、分科会の設置をしていただきます。その後、執行部を呼んで計画案の概要説明を受け、質疑を行い、10月臨時会終了後もこの議案を継続審査することを決定して終了です。引き続き、一般会計予算決算常任委員会を開催し、分科会を設置していただきます。終了後、三つの分科会に分かれて、補正予算の審査をしていただきます。これでこの日は終了となります。翌29日金曜日は委員会予備日です。土日を挟み、8ページを御覧いただきまして、11月1日月曜日と2日火曜日は議事整理日としております。翌3日は祝日のため、4日を臨時会の最終日としております。この日は午前10時から一般会計予算決算常任委員会を開催し、分科会長報告、質疑、討論及び採決を行っていただきます。その後、本会議を開催し、総合計画審査特別委員会の正副委員長選任報告から始まって、正規の議席の指定、補正予算案に対する委員長報告、質疑、討論及び採決を行っていただきます。その後、宇部・山陽小野田消防組合議会議員の選挙を行っていただいてから、第二次総合計画の議案を10月臨時会終了後の閉会中に継続審査することを決定していただき、10月臨時会を閉会する段取りにいたしております。以上、10月臨時会を含む諸会議の開催についての説明を終わります。長くなり申し訳ございません。2ページの(5)臨時会付議事件の告示依頼について、御説明させていただきます。これは10月臨時会の最終日に行う消防組合議会議員の選挙を市長による招集告示の文書の中に、付議事件として記載していただくよう依頼するものでございます。案件が他の団体の議会のことですので、この手続が必要となります。依頼文は10月臨時会招集告示の前に市長に送付する必要があるございまして、議長が決まっておりますので、慣例により世話人会全員の連名で発出することといたしました。なお、先週11日の世話人会終了後、その日のうちに依頼文を市の総務課に送付いたしております。続いて(6)臨時会に提案の公表について御説明させていただきます。通常ですと、公表のタイミングは市長による議会の招集告示後に開催する議会運営委員会で日程案を決定した後としておりますけれども、今回の10月臨時会につきましては、まだ議会運営委員会の委員が決まっておらず会議を開いて決定することができませんので、明日の臨時会招集告示後に、本日御説明した10月26日から11月4日までのものを公表することといたしました。以上で、臨時会付議事件の告示依頼と臨時会日程の公表についての説明を終わらせていただきます。最後に、その他を御説明させていただきます。全員

協議会でございますが、これは規程に「原則として議場で行う」と定めており、議席は本会議の議席と同様とすることといたしました。次に、全員協議会の議事進行は議長が選挙されるまでは、年長議員が座長となり行っていただくことといたしました。以上で、説明を終わらせていただきます。

福田勝政座長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ次へ参ります。次に3、政務活動費について、事務局の説明をお願いします。

岡田議会事務局庶務調査係書記 それでは、政務活動費について御説明します。政務活動費については、山陽小野田市議会便覧126ページから159ページまで、政務活動費の交付に関する条例、その施行規程、使途基準とそれぞれ掲載されておりますが、この場では簡単に概略を御説明いたします。政務活動費は議員の調査、研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として交付するものでございます。政務活動費の額は、議員一人当たり月額6,000円で、一会計年度分を一括で先渡ししております。額を計算する基準日は各月の1日で、この度は11月1日が最初の基準日となりますので、11月から3月までの計5か月分となる一人当たり3万円を申請していただきます。また、会派に所属しておられる議員の皆様に対しては、政務活動費はその会派に対して交付しております。そのため、会派の代表者は会派の人数に月額6,000円を乗じて得た額を申請していただくようお願いいたします。こちらは口座振込で交付しておりますので、会派の口座、若しくは無所属議員の方は個人口座を開設していただき、実際に政務活動費を請求していただくこととなります。次に、政務活動費の使い道の基準についてですが、議会便覧149ページから159ページまでに掲載しておりますので御確認をお願いいたします。例えば、行政視察や研修に行く際には、事前に工程表を御提出いただくなど様々規定しておりますので、政務活動費を御利用される際には事前に議会事務局に御相談ください。その都度、一緒に御協議させていただきますので、どうぞよろしくようお願いいたします。次に政務活動費の収支報告は年度末、若しくは会派が解散したとき、若しくは皆様が議員でなくなったときに、それぞれ作成をしていただいております。提出の際には領収書を添付していただきます。使い道の透明性を確保するために、御提出していただきました収支報告書、領収書等は市民の皆様が誰でも閲覧できるようにその写しを議会事務局に備え付け、また市議会のホームページにおいても掲載しておりますので御了承くだ

さい。次に、政務活動費につきまして、今回から特に取扱いが変わりました点を三つ御説明いたします。まず一つ目ですが、政務活動費の申請、請求、収支報告の際には、これまで押印していただいております。しかし、この度押印が不要という取扱いになりましたので御注意ください。続きまして2点目に、政務活動費を預金口座に入金していただいております場合等、預金利息が発生することがございます。その場合は、この度からは利息分も政務活動費として御使用いただけることになりました。ただし、預金利息分を政務活動費として御使用しなかったときは御返金していただくこととなりますので、御注意をお願いいたします。最後に備品の購入についてでございます。今後は備品台帳を作成し、備品を管理していただくようお願いいたします。また、備品は原則としてそれぞれ耐用年数を設定しており、その耐用年数が経過するまでは買換えや廃棄ができなくなっておりますので御注意ください。また、会派を解散された場合、議員でなくなった場合には耐用年数を経過していない備品が手元にある場合には、議会事務局に返納していただきますようお願いいたします。最後になりますが、政務活動費の交付申請書等、今申しました備品の管理台帳等を含めて各会派の代表者及び無所属議員個人に申請書等書類をお渡しいたしますので、大変恐縮ですが早めに申請していただきますようお願いいたします。以上、概略を述べさせていただきましたが、やはり政務活動費を実際に御使用される中で様々疑問等が出てくることかと思えます。御不明な点等ございましたら事務局にお声掛けしていただきたいと思えますので、よろしくようお願いいたします。説明は以上となります。

福田勝政座長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で全員協議会を閉会します。お疲れ様でした。

午前10時46分 散会
